

令和7年3月4日

競争入札参加資格者 各位

立川市財務部契約課

立川市最低制限価格制度の変更について（お知らせ）

立川市最低制限価格制度について算定方法の一部を下記のとおり変更し、要綱を改正して令和7年度より適用します。

記

1. 改正する要綱 立川市変動型最低制限価格制度試行実施要綱

2. 変更の概要

変動型最低制限価格について、有効入札者の入札額の下位6割の平均額に100分の85を乗じた額としていたところを、工事は100分の92を乗じた額、委託は100分の90を乗じた額とします。

【最低制限価格の算定方法】

- ① 有効な入札の参加者数の60%の数を求める。
ただし、有効な入札参加者数が工事では3未満、委託では5未満の場合は最低制限価格を算定しない。
- ② 入札金額の低い札から順に、①で求めた数までの入札金額について平均額を求める。
- ③ ②で求めた平均額の85%の金額を最低制限価格とする。

工事 92%
委託 90%
に引き上げる

3. 適用日 令和7年4月1日

【問い合わせ】立川市財務部契約課 工事契約係 直通 042-528-4309